○消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の指定

昭和41年６月21日

消防告示第１号

１　核燃料物質

原子力基本法（昭和30年法律第186号）第３条第２号に規定する核燃料物質で、次の表に掲げるもの

種類		数量
(1)	ウラン235のウラン238に対する比率が天然の混合率であるウラン及びその化合物	ウランの量300グラムをこえるもの
(2)	ウラン235のウラン238に対する比率が天然の混合率に達しないウラン及びその化合物	ウランの量300グラムをこえるもの
(3)	前(1)又は(2)の物質の１又は２以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの	ウランの量300グラムをこえるもの
(4)	トリウム及びその化合物	トリウムの量900グラムをこえるもの
(5)	前号の物質の１又は２以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの	トリウムの量900グラムをこえるもの
(6)	ウラン235のウラン238に対する比率が天然の混合率をこえるウラン及びその化合物	すべて
(7)	プルトニウム及びその化合物	すべて
(8)	ウラン233及びその化合物	すべて
(9)	前３号の物質の１又は２以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの	すべて

１の２　核原料物質

原子力基本法第３条第３号に規定する核原料物質で、放射能濃度については、74ベクレル毎グラム（固体状の核原料物質にあつては、370ベクレル毎グラム）をこえるものとし、ウラン又はトリウムの数量については、ウランの量に３を乗じて得られる数量若しくはトリウムの量又はこれらを合計した数量が900グ

ラムをこえるもの

2　火薬類

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第２条に規定する火薬類で同法第19条に基づく運搬証明書の必要な運搬をするもの。

3　高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「高圧法」という。）第２条に規定する高圧ガス（以下「高圧ガス」という。）のうち、次の各号に定めるもの。

(1)　次の表の左欄に掲げる種類に応じ、同表の右欄に掲げる数量以上のもの。

種類	数量
毒性ガス（一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第２条第１項第２号に定めるもの）	２立方メートル
可燃性ガス（一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第２条第１項第１号に定めるもの） ただし、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。）第１条の10第１項第１号及び第３号に掲げる物質を除く。	10立方メートル
酸素	50立方メートル

備考　この表の右欄の数量について、高圧ガスが液化ガス又は液化ガス及び圧縮ガスの状態であるときは、液化ガス10キログラムをもつて、数量１立方メートルとみなす。

(2)　前号の表並びに危政令第１条の10第１項第１号及び第３号に掲げる高圧ガスのうち、種類を異にする２以上のものを同一の場所で貯蔵し、又は取扱う場合において、それぞれの数量をそれぞれの種類に応じた同表右欄又は危政令第１条の10第１項第１号若しくは第３号に掲げる数量で除し、その商の和が１以上となるもの。

4　適用除外

前項の規定は高圧法第５条第１項及び第16条第１項の規定により許可を要するもの、高圧法第５条第２項、第17条の２第１項及び第24条の２第１項の規定

により届出を要するもの並びに危政令第１条の10第１項各号に掲げる物質で当該各号に定める数量以上のものには適用しない。

改正文（昭和51年10月５日消告示第１号）抄

昭和51年10月５日から施行する。

改正文（昭和56年８月11日消告示第１号）抄

昭和56年８月11日から施行する。

改正文（平成２年５月23日消告示第１号）抄

平成２年５月23日から施行する。

改正文（平成９年４月10日消告示第１号）抄

平成９年４月21日から施行する。

附　則（平成22年３月31日消告示第３号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（平成29年３月３日消告示第１号）

この告示は、平成30年４月１日から施行する。ただし、第２項の規定は平成29年４月１日から施行する。